



後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ



後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりが保険料を納めます。また、保険料率などについては、徳島県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに見直されています。

◆保険料の計算方法◆

保険料は、被保険者本人の所得（前年中）に応じて負担する『所得割額』と、被保険者全員が等しく負担する『均等割額』の合計となり、賦課限度額は50万円となります。

保険料＝所得割額＋均等割額（43,990円）

※所得割額＝{総所得金額（前年中）－基礎控除額（33万円）}×所得割率（8.03%）

◆保険料を納める方法◆

【特別徴収】

年金の受給額が年額18万円以上の方は、原則として年金から天引きされます。

なお、特別徴収対象の方で、口座振替でのお支払を希望される方は、市税務課への申請が必要です。

【普通徴収】

年金の受給額が年額18万円未満の方や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方は、納付書または口座振替などによる納付となります。

◆保険料の納付通知書等の送付時期◆

各年度分（4月から3月まで）の保険料額については、納付方法（特別徴収、普通徴収）に関係なく、毎年8月上旬に納付通知書、保険料額決定通知書などを送付しますのでご確認ください。

※賦課処理については、5月31日までに資格取得した方が対象となっており、6月1日以降に資格取得した方には随時通知書などを送付します。

◆保険料の軽減措置◆

◎低所得者に対する軽減

【均等割額】

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額などに応じて軽減されます。

軽減割合	世帯の所得
9割	世帯主と被保険者全員の所得金額の合計額が33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない場合
8.5割	世帯主と被保険者全員の所得金額の合計額が33万円以下の場合
5割	33万円＋(24万5千円×被保険者である世帯主を除く被保険者数)以下の場合
2割	33万円＋(35万円×被保険者数)以下の場合

【所得割額】

基礎控除後の総所得金額が58万円を超えない方は、所得割額が5割軽減されます。

◎被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度の被保険者になる前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、均等割額が9割軽減されます。



詳しいお問い合わせは、市税務課諸税担当（市役所1階 ☎32・3845）まで。